

高萩北地区 5 回学校運営協議会会議録

本高萩北地区第 5 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 6 年 2 月 2 9 日 (木)
場 所	高萩北公民館
出 席 者	杉山博行、小泉敬子、谷古宇裕子、嶋田洋美、新 晴美、松田征彦、土屋礼子、斉藤 弘、高沢次男、橋本泰伸、島津芳久、阿部武晴、岡村未来、川北 洋、初野聡子、小坂井啓二
欠 席 者	湯本考一
審 議 事 項 及び決定事項等	1 令和 5 年度学校評価について 2 令和 6 年度学校経営方針について 3 地域学校協働活動の今後の取り組みについて
会 議 資 料	1 高萩北小学校学校だより (2 月) 2 高萩北中学校学校だより (8 ~ 1 2 号) 3 令和 5 年度学校自己評価システムシート 4 令和 6 年度日高市立高萩北小学校経営方針 5 令和 6 年度日高市立高萩北中学校経営方針 6 高萩北地区青少年健全育成の会について 7 令和 6 年度高萩北小学校区放課後子ども教室 8 旭ヶ丘松の台土地区画整理事業土木工事による 3 月工事のお知らせ
会 議 の 経 過	1 挨拶 日高市教育委員会 小坂井指導幹 ・学校運営協議会の進展に感謝したい。コロナ渦でも進めた結果が、大きい。 2 近況報告 小学校 ・第 2 回大縄大会が開催された。どの学級も記録の更新に向けて力を入れて取り組んだ。 ・大谷選手からプレゼントされたグローブを活用して体育

委員会が主催し、希望者を対象にキャッチボールをする活動を行った。

- ・ 2月16日登校時に本校児童と車が接触する交通事故が起きた。被害児童にけがはない。ひき逃げ事故となっており、車は見つかっていない。
- ・ 2月27日に旭ヶ丘付近で火災が起きた。下校時刻と重なったが、保護者の迎えで協力をいただき、問題なかった。
- ・ 明日、3月1日に6年生を送る会を実施する。1年生は、卒業生の似顔絵をかくなどどの学年も準備を進めてきた。

中学校

- ・ 入試で1月23, 24日に私立が始まり、2月21, 22日に公立が実施された。公立は明日の3月1日に合否が発表される。
- ・ 中3対象に卒業記念講話を実施した。Honda 陸上部アドバイザーのおおしたしゅうじ様を招いた。「あきらめないで夢を追いかけよう」とのメッセージをいただき、生徒は前向きにとらえていた。
- ・ 3月15日に卒業式が実施される。ご参加いただきたい。

3 協議

(1) 令和5年度学校評価について

小学校

区画整備の工事が進んでいるが、児童の登下校など安全面が気になっていた。警備員が配置されており、安心だ。

(2) 令和6年度学校経営方針について

【小・中学校長の経営方針の説明あり】

不登校児童・生徒の状況は？

→小学校…長欠30名。いじめ重大事案、居住の実態がない、ヤングケアラーが疑われるなどの児童がいる。

中学校…登校できていない生徒15名。病気、学力など理由はそれぞれ。部活動のみ参加の生徒もいる。

いじめの数は？

→小学校…思い込みやすれちがいで教室に入れない児童がいる。組織的な対応を行っている。

中学校…認知件数が劇的に減った。中2が顕著。これまでは幼さがあつたが心が成長し、人間関係に大きなずれがなくなった。

児童、生徒が年齢よりも幼いように感じるが、どうしたてなのか？

- ・ゲームをする時間が増え、人との関わりが減った。閉ざされた世界の中で生活している。
- ・子どもたちはコロナで「人との接触を避けるように」と言われてきた。人との関わり方を学び直している段階ではないか。
- ・地域や家庭でも人としての付き合いをさせていない部分がある。

⇒地域を含めて子どもをどうしていくのかを考え、取り組んでいく。

(3) 地域学校協働活動の今後の取り組みについて

育成会を地域協働本部に発展的に移行する。協働本部の中の育成部とさせてもらう。

4 その他

高萩地区の PTA について ※加藤市議より

特別委員会で再検討した。小学校の組織、運営に課題があった。小・中学校で同じように組織、運営していく。「小さな組織で大きな活動」となるようにする。懸案の事項として(1)見守り活動の見直し(2)資源回収がある。

5 連絡

- ・今回が本年度、最後となる。また、2年任期の最終回となる。これまでの尽力に感謝する。
- ・令和6年度第1回は4月23日(火)の合同研修会。

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。